

長岡市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市高齢者センターとちおの管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市老人福祉センター条例（昭和55年長岡市条例第26号）第14条第2項の規定により告示します。

令和7年3月25日

長岡市長 磯田達伸

1 開館時間

午前11時から午後8時までとする。ただし、金曜日及び土曜日にあつては、午前11時から午後9時までとする。

2 休館日

- (1) 毎週木曜日（その日が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条に規定する老人の日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

3 開館時間及び休館日を定める期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで